



今帰仁村

議会だより



崎山出身 大城繁樹



崎山共同売店は、地域のお年寄りや忙しい農家の方々のため、少しでもお役に立てればという思いから、物価高の苦しい中販売価格を上げずに売店経営を頑張っています。また、今帰仁の自然豊かな海のすばらしさを知ってもらおうと地元の子どもたちや今帰仁中学校野球部の子どもたちと一緒にビーチクリーン＆海遊びを行っています。子どもたちにこの「今帰仁の豊かな自然を好きになってもらえるようこれからも地域に根差した活動を大切にしていきたい」と話していたのが印象的でした。(議会広報委員 上間 聡)

R8

No. 183

9.1発行

一般質問と答弁 2p

議決結果・賛否一覧表 12p

反対討論・賛成討論 13p

自治功勞表彰・編集後記 16p

一般質問

6月定例会

会期日程（6月10日～18日）

9名が一般質問しました 6月11日(木)・12日(金)（通告順）

3p	上原 祐希	① 産業振興について ② 行財政改革について ③ 村内小中学校の施設管理について
4p	座間味 靖	① 景観条例について ② ヒージャージャー周辺整備について ③ 平和教育について ④ 投票時間の繰り上げについて ⑤ 仲原馬場について
5p	島袋 輝也	① 物価高騰の影響による村民生活支援と地域経済対策 ② 健康格差の解消と予防医療の充実について ③ 自然景観・自然海岸の保全と利活用について ④ イノシシ被害対策の現状と広域的な対策強化について ⑤ 地域の生活環境インフラの整備について
6p	山城 太	① 村道路付帯の側溝の整備について
7p	根路銘弘美	① 国道505号ワルミ入口街灯設置について ② 食育について
8p	石嶺美奈実	① 観光利用と地域生活が共存する海岸・海域利用のあり方について ② 北山文化圏センター整備事業について ③ 旧古宇利小中学校跡地の売却方針について
9p	東恩納寛政	① リチウムイオン電池等による火災発生について ② ジャングリア沖縄の1年目の現状と課題について
10p	島袋 誠	① 学校給食について ② 食肉センター誘致について ③ 放課後児童クラブの充実に向けて
11p	與那 勝治	① 今帰仁村総合運動公園について

●の数字は掲載された質問です。本会議録については各字公民館に配布の予定です。詳しく調べたい方は、公民館もしくは議会事務局までお立ち寄りください。

問1

産業振興

北山文化圏センター内に建設予定の道の駅について、無事事業採択されることを切に願っている。また、開業後に村の賑わいの中心施設になり、村の産業振興の象徴的な施設になることが、求められている。村としての道の駅建設で目指す方向性と運営組織体制を伺う。

答

久田浩也村長

村内における経済の循環活性化を目指し、新たな賑わいを創設する拠点として整備を進めている。運営組織体制は、民間事業者が柔軟かつ主体的に参画・運営できる指定管理者制度を目指し調整を行っている。

問 これまでも村内の一次産業、二次産業、三次産業、



上原 祐希 議員

全てが集合した村全体での6次産業化の拠点として、道の駅は絶対に必要で、成功してほしい。その中で道の駅は、基本計画を策定して事業採択に向けて動いているが、想定し得る採択の時期等を含めて伺う。

答

比嘉克雄副村長

事業の進め方として3期に分けて段階的に整備を進めている。1期目は、コミュニケーション交流ゾーンとして保健センター、中央公民館、コミュニティセンター、駐車場の整備も含めた完成は令和10年度を想定している。これは北部振興事業で毎年50億円を12市町村で配分するので、本村の事業のみで事業費の配分確保は難しい。そのため長期間になる。また、10月頃から今帰仁診療所が開所できるよう、調整を進めている。

2期目の事業として、令和9年度以降の次期北部振興事業にエントリーを予定しているが、産業連携ゾーンとして北部製糖工場エリアの一部を活用した道の駅の設置を目指している。道の駅の完成は令和13年と想定をしている。3

問2

行財政改革

期目は、道の駅に隣接した見せる、体験できる工場の設置を構想している。工場の完成は令和16年度以降になると想定している。整備全体の完成は、約10年を要する。

自治体DXの推進で未来に向けた行政組織体制の構築に本格的に取り組んでいると思う。村として目指す行政組織の方向性について伺う。

答

村長

さらなる住民サービスの向上と持続可能な行政運営を両立できる行政組織を目指していく。

問

DXの推進と行革はリンクしている。自治体DXをしっかりと落とし込むために、改めて業務の見直し、スリム化が必要と思う。国や県の権限移譲が市町村に下りてきて、行政の業務量は膨らむばかりの中で、これまでの行革は、150名から120名に減らしている。私が訴えているのはそうではなく、これ

答

総務課長

からの行政組織が機能し、業務がしっかりと回るような組織運営が必要である。私が先進地を見たときに、まずは先に業務のスリム化をしてDXに取組む。先進地を見たらそういう形になっている。今行政の状況をみると余裕がないと思っている。機能的な行政組織を確立するためにも、今はまず職員定数の増も含めた検討も必要と思っているが、見解を伺う。

行政課題も複雑化、多様化している。各課の課題を抽出する中で、やはり特定部署への業務の集中であったり、マンパワー不足による職員の負担や健康面の対応、専門人材の不足等を含めて職員数の絶対的な不足が生じている。村の課題を解決するためにも、組織の在り方を見直すためにも人員配置は必須の課題だと感じている。現在、職員定数の見直しに向けて、行財政改革審議会を立ち上げて行っており、回数を重ねながら実際に定数条例を改正させていたたく準備をしている。

問3

村内小中学校の施設管理

村内小中学校の体育館施設照明のLED化が必要と考えられているが村の見解を伺う。

答

上間久仁教育長

現在、一般照明用高圧水銀ランプが製造・輸入禁止、一般照明用蛍光灯は2027年（令和9年）末までに製造・輸出が禁止される。村としては、電気料金削減や長寿命化等も踏まえ、令和9年度に更新する計画となっている。

問 現状の村内3小1中は全て体育館はまだ水銀灯か伺う。

答

学校教育課長

村内小中学校の体育館のLED化の現状について、まず天底小学校は令和4年度に更新をした。兼次小学校、今帰仁小学校、今帰仁中学校は令和9年度に更新する計画である。



座間味 靖 議員

問1 景観条例

平成25年9月30日に今帰仁村景観条例が施行され、今帰仁村景観計画ではウツパマ地区について「建築物の高さは原則として18メートル以下とする」と定められている。現在、同地区においてホテル建築計画が進められ、景観条例委員会においても審議が行われている。当該計画について、景観計画に定める高さ制限との整合性及び景観委員会の意見をどのように検討し、最終的に判断したのか伺う。

答 村長

景観計画において、景観形成基準を超える建築物や工作物においては、景観委員会に諮問をし、答申を受け事業者に対し通知を行っている。

問2 ヒージャーガー周辺整備

ヒージャーガー周辺整備については、これまで一般質問で取り上げるとともに、地域からも陳情書が提出されている。現在の整備に向けた取組状況について伺う。また、沖縄県及びホテル事業者との連携・協議はどのように進められているのか伺う。

答 村長

取組状況については、引き続き海岸及び保安林の管理者である県と関係機関からの情報収集に努めていく。

問3 平和教育

戦後81年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少が進む中、沖縄における平和教育のあり方が問われている。近年は、「戦争はしてはいけない」という心情的理解に加え、なぜ戦争が起こったのか、その背景や原因を学び、平和について主体的に考える分析的・探究的な学習の重要性が指摘されている。このような観点から、学校や地域だけでなく教育行政が積極的に関わり、平和教育を推進していく必要があると考えるが、見解を伺う。

答 教育長

激しい地上戦により約20万人の命が失われた沖縄戦の悲惨さを理解し、二度と同じ過ちを繰り返さないための意識を育む平和教育は重要なことと認識している。村としては、平和事業の一環として、文化センターでの企画展を通じ戦争に関する情報の周知や、キャリア教育で村内戦跡巡りを行うなど、平和の価値が次世代に継承されるよう引き続き取り組んでいく。

問 10月の平和祈願祭の担当課は福祉・こども課であるが、教育委員会と連携して小・中の子どもの代表を参加させられないか伺う。

答 教育長

平和教育は、すぐく過渡期を迎えていると思うている。学校が主体的に平和祈願祭に参加を臨むことがあれば関係課と調整していきたい。

問4 投票時間の繰り上げ

投票時間の繰り上げについては、これまで同僚議員による一般質問や村民有志からの質問・要望があり、選挙管理委員会からも見解が示されている。選挙権の行使は民主主義の根幹をなすものであり、近隣市町村の投票時間の状況も踏まえる必要があると考える。①現在の投票時間をどのように評価しているのか。また、②従来の投票時間へ戻す考えはないか伺う。

答 選挙管理委員会書記長

①これまで投票時間の繰り上げを行った令和8年2月執行の衆議院議員総選挙と、令和7年7月執行の参議院議員通常選挙のいずれにおいても投票率が上昇していることに鑑みると、一定の評価ができるとう理解している。②今後の選挙においても投票所の繰り上げ閉所を行う方針である。

問5 仲原馬場

今帰仁小学校では、現在、工事の影響により馬場側から

答 教育長

仲原馬場は、昭和34年に県の史跡として指定を受け、現在、県内各地にあった馬場の多くが失われている中、長方形の馬場の形態をよく残している貴重な文化財である。村としては、今帰仁小学校校舎建築工事の完了後、馬場の封鎖を予定しており、送迎のための整備は行わない。



▲ 仲原馬場



島袋 輝也 議員

問1 物価高騰の影響による村民生活支援と地域経済対策

物価高騰が長期化し、村民生活や地域経済への影響が続いている。経済回復対策協議会の解散後も、生活支援と地域経済対策は重要な課題である。そこで、次の3点について伺う。①物価高騰による村民生活や地域経済への影響と課題認識、②協議会解散後の生活支援・経済対策の検討体制、③プレミアム商品券や地域消費支援など、地域内経済循環を促す新たな支援策の考え方。

答 村長

物価高騰は、原油価格や飼料・肥料価格の上昇などにより、村民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしている。協議会解散後も国の重

点支援地方交付金を活用し、関係機関と支援策を検討している。令和8年度は、行政区支援、生活者支援(E・d・y)、水道基本料金の免除、農業従事者への支援などを実施する。

問2 健康格差の解消と予防医療の充実

健康寿命の延伸と医療費の抑制には予防医療の充実が重要である。人間ドック・脳ドック助成の検討状況や带状疱疹・RSワクチンなど予防接種への支援、健康格差の解消に向けた「〇次予防」の取組について伺う。

答 村長

人間ドックは特定健診を補完する施策と認識しており、助成制度は引き続き調査・研究を進める。予防接種は公衆衛生上重要な役割を担っており、带状疱疹ワクチンやRSワクチンを含め、情報提供の充実に努める。また、健康格差の解消には、住民が自然に健康づくりに取り組める環境づくりを進

め、地域や関係機関と連携し、健康づくりを推進する。

問3 自然景観・自然海岸の保全と利活用

村の自然海岸や海浜は、村の魅力を支える貴重な地域資源である。観光客の増加や開発に伴う景観への影響が懸念されることから、今年度予定されている自然環境の保全と利活用に関する基礎調査を踏まえ伺う。①自然海岸・海浜の現状と課題認識、②基礎調査を踏まえた保全と利活用の方向性、③自然景観と観光振興を両立するための地域ルールや管理体制の構築。

答 村長

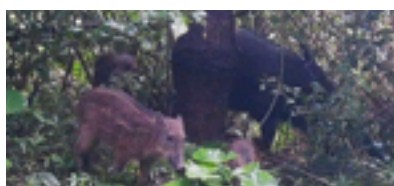
観光客の増加に伴い、自然海岸や海浜の景観保全には課題があると認識している。今後は、基礎調査や地域住民、観光事業者、関係機関との意見交換を踏まえ、保全と利活用の方向性や管理手法を整理する。その上で、関係者が連携した実効性のある管理体制の構築を目指す。

問4 イノシシ被害対策の現状と広域的な対策強化

イノシシによる農作物被害が拡大し、パインやイモ類、サトウキビなどへの影響が続いている。広域的な対策が必要であることから、①被害の現状と課題、②捕獲従事者・有資格者の育成・支援、③近隣自治体やJAなどと連携した広域的な捕獲体制の構築について伺う。

答 村長

イノシシによる被害は、イモ類をはじめ、サトウキビやバナナなどにも広がっている。被害防止には、捕獲従事者・有資格者の育成と体制強化が重要と認識している。今後、も近隣市町村やJAなど関係機関と情報共有を進め、広域的な連携による対策に取り組む。



問5 地域の生活環境インフラの整備

排水路や集落内排水溝の機能低下、未整備の農道・生活道路、高齢化による維持管理の負担増が課題となっている。住民の安全・安心を確保するため、①現状と課題、②計画的な維持管理と機能回復、③地域公民館の非常用電源整備など防災機能の強化について伺う。

答 村長

①排水路や農道などは、パトロールや住民からの通報により状況を把握している。課題は、高齢化による維持管理の担い手が不足である。今後は、住民の要望や現地調査を踏まえ、県や関係機関とも連携し、補助事業も活用しながら計画的・段階的な整備を検討する。また、公民館の非常用電源の確保など避難所機能の充実を図るため、自主防災組織の強化と各区との連携を進める。

問1 村道路付帯の側溝の整備

村道仲尾次立石前原線(国道505号からキノコ生産施設向け直ぐ)左側の側溝への脱輪車両が多々ある。蓋は後づけの薄い鉄板でピス留めしている。改善する考えはないか。以前にも質問したが、今泊区内村道兼次今泊線の数箇所の側溝に土砂が蓄積して機能していない箇所も見られる。今後の対応策を伺う。

答 村長

村道仲尾次立石前原線は、国道505号向けに排水勾配がきつく、降雨時に側溝からの越流防止のために鉄板が設置されている。車両の脱輪防止は検討を行っていく。今泊区内村道兼次今泊線は、村道全体のパトロールや住民通報等により現

場の状況は把握しており、今後、工法について調査検討をしていく。

問 車両脱輪は結構ある。まだ事故などは伺っていないが、大きな事故が起こる前に早急な対策が必要かと思うので、改善をお願いしたい。また、兼次から今泊の道路であるが、令和元年3月、令和3年9月、同様の質問をして同様の答弁がある。これまで検討、調査をしてこなかったのか伺う。

答 建設課長

仲尾次立石前原線について、質問にある脱輪ということであるが、現場は国道505号から工場のほうに上る箇所の左側に設置されている排水に脱輪したということがあるが、鉄板が車のタイヤが乗る想定ではなく、雨量が多い場合の排水溝からの周辺土地、片方は道路があるが、隣接する個人の土地に水がはねて迷惑をかけることと侵食防止を含めて越流防止の蓋をしている。もともと蓋のかけられる側溝ではないこと。後

から蓋をかけた場合に、水の力でその蓋を外してしまい、逆に事故を誘発してしまう危険もある。先週の脱輪によって、越流防止の鉄板が外れた部分は修繕する予定である。また、今後車が乗らない対策を考えていく予定である。あと、兼次今泊線について、以前、土砂が堆積し、側溝の役割を果たしていないということと道路の横断部分の土砂の撤去を行ったと聞いている。その後の対応は確認できなかった。

問 仲尾次立石前原線は早急に車が乗らない対策、事故の対策をお願いしたい。兼次今泊線は、以前質問したときに、ユンボで土砂を取り除く旨の答弁があったが、慢性的に詰まっている。大雨時は必ず墓に向かつて流れて行く。先日見たときには、墓の側は排水が流れるように掘られていたが、個人で対策したと思う。定期的な見回り、パトロールのことであるが、しっかりチェックしていただきたい。

答 建設課長

兼次今泊線は、以前から気になっている。令和3年に側溝に関しては作業をして土砂を除去したということとは聞いている。この辺りは、かなり水溜りになっている箇所である。兼次小学校、国道、周辺から全て集まってくる地形になっている箇所と聞いているが、周辺の土地からの流れによって溜まるのか確認しながら、原因を突き止めて、都度の撤去ではなく、次の手法の検討をする必要がある。

問 原因はおそらく、国道505号から接続するところから砂利が結構流れてくるのが確認できる。再度しっかりチェックしてみれば大分分かるのではないかと思うがどうか。

答 建設課長

国道505号に接する箇所から、晴れている日でも水が流れている。実際、もとの形質を変えた場合になり影響がくるという状況もある。近隣住民、土地の所有者に土砂の流出を

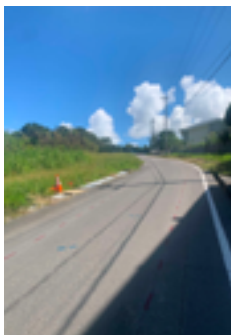
防げるような対策があれば、お願いをしながら実施することが、根本的な解決につながるかと考えている。

答 建設課長

村内、当該箇所も工法的に容易なところではないと認識している。増水など、雨降り、増水の場合の例えばグレーチングの上の除去をすることによって、洪水から免れた、床上浸水から免れたということもある。そういった面に関しても地域住民の日頃からの協力がどうしても必要となるので、それも含めて総合的に考え、原因究明から解決まで検討していきたい。



山城 太 議員



▲ 村道仲尾次立石前原線



根路銘 弘美 議員

1 国道505号ワルミ入り口 ミ入り口街灯設置

国道505号ワルミ入り口に、伊平屋・伊是名フェリーの発着港である運天港への案内板があるが、日が暮れると全く見えなくなる。今後、街灯設置要望の予定はあるか伺う。

答 村長

国道505号は沖縄県管理の道路であり、照明の設置について確認すると、国交省の「道路標識設置基準」により設置され、現時点で道路照明設置の予定はないと回答を受けたので、県への要望予定はない。

問 運天には運天港という立派な港もあるし、史跡、文化財もある。伊平屋・伊是名の方も利用するし、本村は田舎で、目印になるものがないので、街灯や案内板など、幾らグーグルやカーナビが進化していてもなかなかたどり着けないところがある。いろいろな所から要請がく

ると思うが、真剣に、住民が日常生活している中で困っているものがあがってくる。今後、要請書がきたときは、どのような向き合い方をしていくか。

答 建設課長

街灯としては少し道路の範疇から外れる。こういった方法があるのか確認しながら進めていきたい。

2 食育

①村のこれまでの食育の取組、②学校での食育の取組、③保育園での食育の取組、以上3点について伺う。

答 教育長

①給食センター、学校及び保育園等で取り組んでいる。②各学校で教育計画における給食指導計画及びキャリア教育等で取り組んでいる。

答 村長

③幼稚園指導要領に示される「食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心を持つ」を主眼に取り組んでいる。

問 2005年、平成17年に食育基本法が施行され、21年になる、国と折衝して食育基本法ができた。村でも学校や保育園で計画的に食育計画を立てている

が、キャリア教育でも、各担当者が頑張っている姿はよく見受けられる。学校現場では、知育・徳育・体育が、私が幼い頃から額縁に飾られていた。その知育・徳育・体育、それら全てを支えるものが食育として取り上げられている。その中で、だんだん家庭科の時間が減ったり、家庭で食事をつくる体験が減ったり、食がすぐ脅かされている中で、具体的に学校ではどのような体験学習を行っているか伺う。

答 学校教育課長

各学校での教科と関連した取組みを行っている。作物を栽培して収穫、家庭科等で調理実習をしている。キャリア教育の主立ったもので言うと、食物生産者への訪問、農業、畜産業、漁業、加工業者。こちらは畑等に訪問して体験する授業体験。また季節の旬の食材等の調べ学習などがある。実際に食に関するものでは、塩作りを通しての豆腐づくり体験や、ゆし豆腐の味付けを行っている。

問 食べることを楽しみ、食べ物に興味を持たせるといふことにつながっていると思うが、もう少し具体的に、計画的に保育所は食育計画があると思うが、保育所の具体的な取組があるか伺う。

答 福祉・こども課長

食育基本法において知育・徳育・体育は食育の基礎として位置づけられ、その法に基づき、食育推進基本計画等が策定されている。さらに幼稚園教育要領における食育の位置付けや保育所保育指針で食育の考え方が示されている。本村の認定こども園では、食育計画に基づき、各年齢毎に具体的な狙いを設定した計画を毎年策定している。食育推進基本計画においても食文化の伝承がうたわれており、それに沿った取り組みとして旧暦の行事にちなんだ料理を提供している。また、子ども園ではホットプレートを持ち込んで、園児と一緒にポーポーやヒラヤーチーを作る体験も実施している。先ほど議員からもあったように菜園でオクラやタマネギなど、栽培から収穫、そして給食として食べる取組も行っている。「楽しく食事をする」を考

えながら、給食の提供を行っている。

問 2026年の5月には20年ぶりに食育基本法が改定されている。それには大人の食育も入っている。食材を選択する力、つくる力も弱くなっているという意味では、今は本当に頑張るときと思う。そこが村の将来の健康寿命につながって、保育所から小学校、中学校、高校、大人になつて健康寿命につながると思っている。村のすばらしい

健康長寿料理レシピがある。PTA、老人会、子ども会が中心となつて料理をつくるものとなっている。ぜひこのような活用をしてはどうか。

答 健康づくり推進課長

今帰仁健康長寿レシピ集で、先に質問にあった0次予防も健康に触れやすい、自然に触れやすい地域づくりが0次予防の基本であるが、レシピを使いながら、地域のほうで介護予防の教室等を積極的に活用しながら、自分たちの健康は自分たちでつくる、自分たちの地域にちなんだ健康づくりを考える一つの教材としても使える。議員仰るよう、今後の地域づくりに積極的に活用していきたいながら、大人の食育もあるので、子育て世代に発信していく取組があっても良い。今の質問を参考に、今後の地域づくりに担当者と共に発想を飛ばして、また地域の関係者と協力しながら地域づくりに励んでいきたい。



▲ ゴーヤーチャンプルー



石嶺 美奈実 議員

1 観光利用と地域生活が共存する海岸・海域利用のあり方

過去5年間の苦情や相談件数及び主な内容を伺う。

答 村長

相談の件数は把握できていない。主な苦情や相談内容は「土地の使用に関する意見の相違」などが挙げられる。

問 今後は苦情の中身も件数も把握をしていただけるか。

答 経済課長

今回の調査に当たり、地域の方、観光協会や商工会、漁業協同組合など関係事業所との意見交換、ヒアリングなどを行い、実際に現場でどれぐらいのトラブルが起きているのか集約し、今後の対策・対応に活かしていきたい。

問 本村が関与できる管理区分や権限はどのようなものがあるか伺う。

答 村長

海岸や海域周辺の村有地や林

道、農道、里道、漁港区域などは、村が管理者となり管理権限を有する。

問 令和8年度予算「今帰仁村観光地づくり基礎調査業務（委託）」について、ルールづくりや困り感などの基礎調査、観光に関する課題整理の土台をつくらせて、海岸及び海域利用に関する課題調査やルールづくりの検討は対象か伺う。

答 村長

対象として進めている。

問 第三次今帰仁村観光リゾート振興計画を拝見しながら質問している。同等の調査結果が5pにあり、7pには課題の明記。13pにルールづくりやマナー啓発のための看板やポスター設置に努めるとあり、27pの重点プロジェクト一番目に保全ルールプロジェクト等が設定。

今回の調査は、以前にも調査されている内容に感じる。今回は再調査なのか。この計画策定から7年経過。2023年に行った見直しの内容と進捗状況を伺う。

答 経済課長

令和7年3月に中間見直しで新たな計画書が作成されている。様々な課題が抽出され、今

回の調査では、土地使用に関するものも大きな課題となっており、海岸周辺の土地の所有の状況、今後の活用の方、予測されるトラブルなど、こういった形で事前の対応、対策が取れるか取り組んでいる内容となる。

問 リゾート振興計画は残り2年の計画。今年度の予算でルール作成まで検討されているか伺う。

答 経済課長

今回、海岸利用を踏まえて、守ってもらいたいルールなど、作成する予定で進めている。

2 北山文化圏センター整備事業

事業に費やしてきた予算総額を伺う。

答 村長

令和6年度及び令和7年度までに完了した委託事業、工事費の合計で4億8794万円となっている。

問 2期目の産業連携ゾーンの積算金額は大まかに出ているか伺う。

答 企画財政課主幹

今現在まだ国との調整中で、金額調整はこれからであるが、

道の駅の部分だと36億円ぐらいの事業費を予定している。

3 旧古宇利小中学校跡地の売却方針

事業用定期借地権による土地活用という当初方針から、売却を検討するに至った経緯について伺う。併せて、村はいつの時点で売却を選択肢として検討し始めたか伺う。

答 村長

令和6年1月以降、現在の運営事業者からの申出により意見交換を経て検討を行っている。

問 令和8年2月26日に開催された住民説明会について伺う。

説明会資料には、土地売却に向けた考え方とともに、今後の流れとして「村議会での審議・議決」及び「売買契約締結に向けた協議開始」が示されている。

また、去る3月定例会の一般質問においても、執行部から「売却に向かう説明を行った」との説明があった。村は、現在の説明及び合意形成の状況について、十分であると考えているか。また、地域住民の理解が得られていると判断する基準を伺う。

答 村長

これまでに数回、区長を交え

意見交換を行い、令和8年2月26日の住民説明会後、古宇利区より売却に対しての同意書を送りだしている。地域住民とのコンセンサスは十分に得られたものと理解をしている。

問 当該土地については契約期間32年であり、現在約25年の契約期間が残されている。村が土地を売却することにより、村民及び地域社会にどのような利益がもたらされると考えているか伺う。

答 村長

地域活性化、地域住民との調和・交流につながるものと期待をしている。

問 土地売却以外の選択肢として、現契約の継続、借地期間満了後の再公募、契約条件の見直し等について、検討を行ったか伺う。

答 村長

事業者からの2案の申出により、庁内、古宇利区で検討を重ね、まずはその事業をしっかりと継承発展させることに重きを置き、区の抱える課題、区民のニーズ、時代の変化に対応すべく、さらなる施策の充実に取り組むことで、双方合意の下、今回の判断に至っている。

1 リチウムイオン電池等による火災発生

村内での発火事故はないか。また、回収方法について伺う。

答 村長

現在、村内の発火等報告はない。回収方法は、村役場住民課で受付後、回収を予定している。関係機関と回収方法、住民への周知の内容等について最終確認を行っている。内容がまとまり次第、住民の皆さんへ周知を図り、早い時期に回収が行えるよう進めていく。

問 いつ頃から開始か伺う。また、住民への周知方法を伺う。

答 村長

環境省から示している方



東恩納 寛政 議員

針と対策に基づいて、適正な処理、手順を作成している。その中で回収にあたっている。その中で回収にあたっての注意点を示さないといいない。その辺りを分かりやすい形で周知徹底していきたいが、もう少し清掃組合との調整、確認が必要である。なるべく早い時期に進めていきたい。

2 ジャングリア沖縄の1年目の現状と課題

交通渋滞対策について伺う。

答 村長

村道の交通渋滞及び生活道路への影響は確認されていない。県や関係機関との連携は北部国道事務所が主催する北部地域一体的な交通円滑化について、確認する場を通し連携している。

問 救急・防災体制について伺う。(1) 北部地区師会病院や消防本部等との連携状況を伺う。(2) 救急搬送時間への影響をどのように想定しているか伺う。(3) 災害時や台風時の避難誘導計画について伺う。

害時や台風時の避難誘導計画について伺う。

答 村長

(1) ジャングリア沖縄が各機関との協議を進めているものと認識をしている。救急搬送訓練など、ジャングリア沖縄と消防本部との共同訓練を実施し、連携を図っていると伺っている。(2) 消防本部に確認をしたところ、現状では渋滞等について特に影響はないとの認識であった。(3) ジャングリア沖縄独自の計画はあるものと認識をしている。村と連携した計画については、災害時協力協定の締結も含め、今後協議を進めていく。

問 地元経済への波及効果について伺う。(1) 地元企業・農林水産業・観光事業者との連携状況を伺う。(2) 「通過型観光」にならないための対策はあるか伺う。(3) 今帰仁城跡や古宇利島など既存観光地との周遊連携について伺う。

答 村長

(1) 現在、個別具体的な事例など把握できていない状況にある。(2) 県内外における今帰仁村のPR活動など、様々な事業を行ってきた。引き続き、地域資源を活かし、本村の課題である素通り観光の脱却に向け取り組んでいく。(3) 関係機関や拠点施設などと連携をし、地域資源を活かし更なる観光振興に取り組んでいく。

問 人材不足対策について伺う。(1) 村内事業者への影響をどのように把握しているか伺う。(2) 若者定住や雇用確保に向けた支援策はあるか伺う。(3) 従業員住宅や通勤支援に関する考えを伺う。

答 村長

(1) 村民雇用が約30名と報告があるが、ジャングリア沖縄開業に伴う村内事業者への影響は把握していない。(2) ジャングリア沖縄開業に伴う村として支援策は検討していない。(3) 住宅、通勤支援については、事業者が行うものと認識をしている。

通勤支援については、事業者が行うものと認識をしている。

問 自然環境保全について伺う。(1) ごみ問題や騒音、違法駐車対策について村の対応を伺う。(2) オーバーツーリズムの未然防止に向けた取組はあるか伺う。

答 村長

(1) ごみ問題や騒音、違法駐車対策について、村の対応については、ごみ問題や違法駐車についての報告はない。騒音等については、花火打上げ場所の変更を行っているとの報告がある。(2) オーバーツーリズムの未然防止に向けた取組について、村としては、ジャングリア沖縄開業に伴う対応については行っていない。





島袋 誠 議員

問1 学校給食

①全国的にも食べ残しなどによる食品ロスが問題となっているが、本村では食品ロスに対してどのような取組、対策を講じているか伺う。②地産地消への取組を伺う。③楽しく給食時間を過ごし、充実した食事ができるような策の検討を行っているか伺う。

答 教育長

①児童生徒の食べ残し削減として、残量と食材及び献立等の関係性についての調査研究に取り組んでいる。②ふるさと納税を活用した「今帰仁産品特化献立事業」で、村内の事業者や農家から食材を仕入れることにより、地域で生産加工された食材の使用に取り組んでいる。③各学校の教育計画における学校給食指導計画により取り組んでいる。

問 残量調査は、年に何回やるなど頻度を伺う。

答 学校教育課長

県が行う残量調査が2年に一度ある。給食センターとしては、令和8年度4月から残量を計量して取りまとめ、献立等との関係など調査研究していく取組を始めたところである。

問 毎日行われているということで認識してよいか。

答 学校教育課長

4月から始めた残量調査には、毎日続けている。長期休みを利用し、献立メニュー等々を比較しながら分析していきたい。

問2 食肉センター誘致

平成13年12月から名護市世富慶で名護市食肉センターが開設されているが、経年劣化等の理由により事業の継続が困難となる可能性があると感じている。北部唯一の食肉センターが事業継続できなくなると、南城市までの遠方になり畜産業者等の負担が大きくなってしまうことが懸念される。現在、今帰仁畜産市場は活発に稼働しており、畜産業の下支えの観点からも、本村に食肉センターの誘致を検討してもよいのではと考え

るが見解を伺う。

答 村長

名護市食肉センター施設の状況など確認し、名護市や関係機関等の考え方など情報収集に努めていく。

問 給食の質問でも言った地産地消にも大きく肉でつながっていると思う。万が一、本島南部だけになると、動きが悪くなってしまうおそれがあるので、質問しているが、もう一度聞くが、食肉センターの動向を見ながら前向きに検討の中に入れてもらいたい。どう考えるか伺う。

答 経済課長

名護市営の食肉センターとして運営されている。名護市の状況、今後の在り方なども念頭に情報収集に努めていきたい。

問3 放課後児童クラブの充実に向けて

①今帰仁小学校区に1施設設置されるのが自然の流れであると思うが、まだ未設置である。この現状をどのように考えているか伺う。②認可後に適正に運営されているか等、村として

どのような方法で把握しているか伺う。

答 村長

①各小学校区に放課後児童クラブが設置され、運営されることが大変望ましいと考えている。②現在、年度当初の交付申請書及び年度末実績報告書にて、職員の配置状況、職員の処遇改善等を確認している。

問 放課後児童クラブの充実に向けて、校区に一つあることが好ましいということで、やはり徒歩圏内にあるのが理想である。徒歩圏内と徒歩圏ではないところもあるが、全てが徒歩圏内と言っているわけではなく、徒歩圏内に選択肢があることがいいと思っている。最初に今帰仁小学校区のことを聞いているので、改めて聞きたいが、徒歩圏内にできる余地はないか伺う。

答 福祉・子ども課長

「徒歩圏内が理想では」ということだが、村長からの答弁にもあったとおり、小学校区毎に放課後児童クラブが設置されるのが望ましい。これは国の方針とも合致しており、設置・運営に手を挙げてくれる団体がいたら、選択肢が増えるという観点から

も、より望ましい状況になると考えている。

問 一番大きい今帰仁小学校区にないのは、子どもたちにとって不利益になっていると思

い質問している。ぜひ今年、来年、再来年ではなく、計画を持って考えられないか、前向きに検討していただきたい。再度説明を求める。

答 福祉・子ども課長

選択肢が増えると思うといいと思う。共働き家庭の増加やひとり親家庭への支援からも、選択肢が増える分にはいいと思う。村の子ども・子育て支援計画においては、放課後児童クラブの量の見込みが示されている。現計画では村内全域で、5箇所の放課後児童クラブの設置が見込まれている。議員がいうように、各小学校区毎に設置されれば保護者も子どもの希望や保護者の意向に沿った施設を選択できると良いと考えている。一方で人的資源や経済的な面もあり、これらの課題を克服し、施設を確保することも含めて考えると厳しいと思うが、村としては村民ニーズと将来的な方向性は、今帰仁小学校校区に放課後児童クラブができれば良いと考えている。

問1 **今帰仁村総合運動公園**

村総合運動公園は、村民の健康づくりやスポーツ活動、憩いの場として幅広く利用されている重要な施設である。一方で、スポーツ交流や合宿誘致、地域活性化など、更なる活用の可能性も期待されている。今後、村民サービスの向上を図りながら、交流人口の拡大や地域経済への波及効果も見据えた運動公園の将来ビジョンと整備の方向性について伺う。

答 **教育長**

公園を核とした村民の健康づくりやスポーツの振興、地域交流の活性化に大きく寄与するものと期待されている。一方で、公園内各施設の老朽化が進行しているため、大規模な改修時期が迫っ



与那 勝治 議員

ているものと認識している。村としては、資源の有効活用や財政負担の軽減を図る観点から、官民連携による施設の整備の可能性調査を着実に進め、より魅力ある運動公園へのリニューアルを実現できるように取り組んでいく。

問 まず、村としてどのような運動公園を目指しているか伺う。

答 **社会教育課長**

これまでは補助事業を活用し整備を進めていくと答弁または説明をして来た経緯がある。しかし、ヒアリングを進める中で、どの自治体や市町村も補助事業の活用はかなり難しい状況である。本村では今後、官民連携による施設整備を進める中で、運動公園の整備をしつかりと推進したい。

問 官民連携を進めていくとのことであるが、施設や体育館、ホッケー場などもあるが、どの施設が老朽化してどのように建て替えていくか、どのように整備していくか、方向性について説明を求める。

答 **社会教育課長**

ホッケー場は海邦国体を機に整備された施設である。経緯としては、海洋博当時にオープンしていたリゾートステーションが昭和57年に閉鎖され、58年に村がリゾートステーションを購入している。その後、ホッケーの誘致が決まっていたため、施設整備が進められてきた。また、当時の計画では、総合公園を村民の健康、体力増進等も含めて村の中心となる施設に整備したいという考え方があった。その考えを踏まえ、ホッケー場周辺、体育館もしつかりとリニューアルし、使用頻度の高い、二ーズに比べられる施設を整備していきたい。

問 結構古くなった施設ではあるが、ホッケー場、体育館も建て替えなければならない。具体的に村が進めようとしているのは、ホッケー場、体育館のみの改修か建て替えか伺う。

答 **社会教育課長**

優先順位をつけると、やはりホッケー場周辺の老朽化が進んでいると認識して

いる。塩害等も強いので地域に比べ耐用年数も短くなる。コンクリートの剥離、トイレは石灰詰まりなど、使用に支障をきたしている状況にある。まずはホッケー場を整備することによって、賑わいが戻ると考えている。また、昨年度から村の陸上競技大会は、運動公園で実施しているため、それを踏まえてさらなるスポーツの中心となる施設整備に取り組んでいきたい。

問 まずはホッケー場が先と。運動公園は以前にも質問したが、総合的に計画を立てて改修等を行っていくか、それともホッケー場が古いから建て替え、改修しなければならぬからホッケー場を先に整備するか伺う。

答 **社会教育課長**

優先順位をつけると、やはりホッケー場、体育館を先に整備しなければならないと考えている。昨年度実施した企業等のサウンディング調査の結果も含めて魅力ある運動公園になるよう進めている。そこでPPP、Park PFIまたはPF

Iの手法を活用し、補助事業に頼ることなく、民間の力を活用しながら、魅力ある公園にしたいと考えている。

問 ホッケー場は本当にいろいろとトラック等含めて、改修しなければいけないと認識しているが、調査の中でこういった回答が得られたか、総合的に計画を立てて改修していかなければ、動線の悪い施設ができたりする。やはり改修と建て替え等を行うならば、全体的な計画を持たなければいけないと考えるが、説明を求める。

答 **社会教育課長**

最終的には大幅なリニューアルを検討している。サウンディング調査では、かなり高いポテンシャルとの評価を得ている。しつかり事業費を算出し、費用対効果、ビー・バイ・シーも含めて対応したいと考えている。



▲ 村総合運動公園

議決結果・賛否一覧表														
「○」：賛成 「×」：反対 「欠」：欠席 「退」：退席 「公」：公務の欠席 「病」：法定伝染病の欠席。 議長は採決に加わらないため斜線としていますが、可否同数の場合に採決権があります。														
議案番号	議案	議決結果	議席	1	2	3	議長	5	6	7	8	9	10	11
			氏名	座間味 靖	根路銘弘美	島袋輝也	上原祐希	石嶺美奈実	上間 聰	島袋 誠	與那勝治	座間味薫	山城 太	東恩納寛政
令和8年 第2回定例会 令和8年6月10日（水）														
議案第26号	令和8年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第29号	工事請負契約について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第30号	工事請負契約について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第31号	工事請負契約について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第2号	専決処分の報告について	報 告	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第3号	専決処分の報告について	報 告	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第4号	専決処分の報告について	報 告	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第5号	令和7年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について	報 告	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第6号	令和7年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について	報 告	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第7号	令和7年度今帰仁村水道事業会計予算繰越計算書について	報 告	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
令和8年 第2回定例会 令和8年6月18日（木）														
議案第20号	今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第21号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第22号	北山文化圏センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について	可 決	×	○	×	／	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	古宇利島観光拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	可 決	×	○	×	／	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第25号	土地の無償譲渡について	可 決	○	○	○	／	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	令和8年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第28号	物品購入契約について	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	承 認	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	承 認	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	承 認	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第3号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第4号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第5号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第6号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第7号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第8号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第9号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第10号	今帰仁村農業委員会の委員の任命について	同 意	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
決議第1号	古宇利島における安定的な水道供給体制の確保及び水道施設整備の早期実現を求める決議	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○
意見第1号	古宇利島における安定的な水道供給体制の確保及び水道施設整備の早期実現を求める意見書	可 決	○	○	○	／	○	○	○	○	○	○	○	○

令和8年第1回定例会

3月19日 同意案第1号「今帰仁村教育委員会の教育長の任命について」

■反対討論 3番 島袋 輝也 議員

慎重な立場から反対意見を申し述べる。まず本議案に関する私の考えは個人の資質や人格を否定するものではなく、あくまで任命手続の適正性及び行政に対する信頼の確保という観点からのものである。住民基本台帳制度は、住民の住所を正確に記録し、行政サービスや選挙権などの基礎となる極めて重要な制度である。ここで言う住所は単なる形式的な登録ではなく、生活の本拠がどこにあるかという実態に基づいて判断されるものとされている。そのため住民基本台帳の記録は常に実態と一致していることが求められており、その正確性は行政全体の信頼にも関わる重要な要素であると考え。こうした制度の趣旨に照らしたとき、今回の人事提案において、住所の設定と生活の実態との関係について、一定の疑義が生じている点については、丁寧な確認が必要ではないかと感じている。教育長は、地方教育行政の中核を担う重要な職であり、特に法令遵守や公正性が強く求められる立場にある。その任命に当たっては、制度上の適合性についても、より一層慎重な判断が求められると考える。本来であれば、生活の本拠の所在、住民基本台帳上の住所との関係、制度上の適正性について十分な説明と確認がなされることが望ましいと考える。しかしながら、現時点において、その点が十分に明らかになっていると言い難く住民の理解と信頼を得る観点からも、なお慎重な判断が必要であると判断した。以上の理由から、本事案については賛成を見送らせていただく。

■賛成討論 7番 島袋 誠 議員

賛成の立場から討論する。今、反対の理由を述べていたが、なかなか長ったらしくて何を言っているか分からないので、私の意見を言いたい。まず3番議員であるが、前玉城奎教育長、去年上間久仁教育長。今回で3回目の反対ということで、全部反対なのかと思うのが正直、率直に受けている。野党なのか。本当に全部に対して反対という姿勢が我々は政党に所属しているわけでもなく、地方議会として、是々非々でいつも議論しているので、その姿勢が私にとっては誠に残念でならないと声を大にして言いたい。私は賛成の立場からということで去年新教育長に、前玉城奎教育長の残りの期間ということで、上間久仁教育長が誕生したが、私の意見は専門家の意見は全然聞いてない、もちろん。1議員であるから自分の意見として思いを伝えたいと思って討論している。質疑のほうでも申し上げたが、本当に他の市町村も羨むような人材である。国頭教育事務所で社会教育主事や県庁で社会教育主事。また、国頭教育事務所においては指導班長もなさって本当に行政面、事務方としての経験もすごくあり、ふさわしいと思っている。当然だが、個人的なこととは分らないが、字費に不満を持つ方もいると思うが、字費も払っていると思う。区長にも伺った。自分の名前を出してもいいと言っていたので、区としてもすごい頼りになる存在として、アザブーもすごい積極的に取り組んでいるということであった。どうしてこのような人を反対するのということであったので、それは自分から言ったということと言ってもいいということであったので、住民の意見、字の代表として言ってもいいということであったのでお伝えする。この地域活動の点においても、この前少し触れたが、教員の多忙な業務を抱えながら豊年祭も出ているし、村の陸上大会にもすごい協力してくれた。これまでの実績もすごいと、先輩ながら本当に感心しかない。直近のことではあるが、3月6日から8日に今帰仁村運動公園でディスクゴルフのアジア大会があって、その表彰で沖縄県ディスクゴルフ協会から依頼された教育長がいたが、家族一同で来られて表彰式だけお願いされているのにもかかわらず、3、4時間ずっと体験を楽しんだり、外国人もたくさんいたので、英語でスピーチしてすごい好評で、ほかから来た方からお客様、プレーヤーからすると、村の三役が来られるということは、その地域にとってもすごいプラスになる、プラスにしかない行動だと思っているので、その点についても感謝しかない。感謝している。賛成賛同を募りたいので、もう少ししゃべりたいと思うが、去年、教育長就任にあたって定年退職を待ってもよかったという判断はあったと思う。本人、家族を含めてそう思うが、退路を断って、途中で退職したということに対して、本当に潔いというか、格好いいというか、村のために教育を充実させるために子どもたちのためにやるという強い決意を無下にできないかと思っている。最後に、総合的に任せられる人材はこの人しかないかと本当に常々思っているが、今回いろいろと振り返って考えてみると本当に村の中でナンバーワンというより、沖縄県でも有数の教育長ではないかと思っているので、私は本当に賛成しかできないので、重箱の隅をつつくような行為はもうやめていただいて、今帰仁村の教育のためには誰が必要か、今帰仁村の子どもたちのため。さらに今回予算でも一般質問でもいろいろあったが、教育の分野はどんどん新しいことにチャレンジして進んでいるので、ぜひとも、皆さん人事同意案第1号について賛同頂けるようお願いして賛成討論とする。

■賛成討論 2番 根路銘 弘美 議員

賛成の立場から申し上げる。基本台帳とか、とても大切なことと思うが、同僚の島袋誠議員も話していたが、1番驚いたのは経歴を見ても、人生にとって早期退職、現場を離れる決意は強く昨年も重く受け止めた。教育長としてのLGBTQの学校の取組、それから地域を巻き込んだ取組、それにも圧倒されたことがある。多くの方がそれに賛同してマスコミでも報道される勢いがあった。それから12月にラーケーションについて一般質問をした際にも、すぐに教育長の名前で保護者にアンケートを取ったり、4月、新年度からすぐ施行される。それから年齢も若いので教師の立場、子どもの視点をよく理解している点も重く受け止めている。また、お父様から引き継がれた三味線、それから地元愛、それからふるさとするに対する思い、それを考えてみましても、私は上間教育長はふさわしい方だと思っている。ぜひ皆さんの賛同をお願いしたい。

■賛成討論 8番 與那 勝治 議員

賛成の立場から討論を行う。まず、本件に関する生活の実態について今帰仁村と名護市の双方にあるとの見方もあって、この点について、様々な意見があることは承知している。教育長という職責が地域に根差し子どもたちや学校現場と密接に関わる重要な立場である以上、その視点は決して軽視されるべきものではない。しかし、疑義があるなら全員協議会や議案審議で質疑、質問の機会があり、そこで問うべきであるし、前もって実態調査を行い、証拠を突きつけるべきではないかと考える。今回の教育長人事は現教育長であり、十分に実態調査を行う時間はあった。大事な人事案件であるので、議員の立場で異を唱えるのであれば、しっかりと調査をすることが望ましいと考える。公職にある者には、高い倫理感が求められることは当然であるが、その評価が形式的な側面に偏ることなく、日々の行動や地域との信頼関係といった実装も含めて判断されるべきである。それを踏まえて、今回提案されている教育長は、今帰仁村出身であり、長年にわたり教育現場に携わり、校長としての経験を有するなど、本村の教育を誰よりも深く理解している人物である。さらに、地域行事にも積極的に参加し、区長を初めとする地域の方々から厚い信頼を得ていることは、何よりも重い事実であり、何よりも尊重されるべき評価である。現場を知り、地域に顔が見え対話ができる人材こそが、これからの教育行政を担うべき存在ではないか。子どもたち一人一人に寄り添い、現場の声に耳を傾け、教育環境をよりよくしていく。その先頭に立っていただけるのがまさにこの上間教育長であると考え。これまで培ってきた経験と信頼関係を生かし、今帰仁村の子どもたちの未来のために、力を尽くしていただくことこそが、教育長の責任であると確信する。議員各位におかれても、村の未来を見据えた前向きな判断を賜るようお願い申し上げ、賛成討論とする。

令和8年第2回定例会

6月18日 議案第22号「北山文化圏センター施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

■反対討論 3番 島袋輝也 議員

反対の立場から討論する。2024年9月17日の公民連携による北山文化圏センター整備推進事業デザイン委員会の議事録の中で、このような議論をされている。1議員の名前については委員名については黒塗りされているので定かではないが、3点ほど注文があった。コミュニティーセンターと中央公民館の建物の設計図上では、機能的に問題はないように見えるものの実際に人が集まり、利用されるソフトな側面が十分に考慮されているか疑問に思っている。現在のコミュニティーセンターが建てられても機能的には大きな変化がないように思われる。また、中央公民館のリノベーションも、どのような機能が求められているのか。具体的な合意が得られているのか疑問がある。村民の視点から見ると、これらの施設が本当に村民のニーズに応えられるものなのか、まだ疑問が残っている。今帰仁村の住民への情報共有が十分に行われていない。一部の意見に偏り村全体の意見を反映できていないと思う。建物が完成することが目的ではなく、文化圏センターのプロジェクトの真の目的が達成されるか疑問というような、2年前か。2024年の9月にそういった意見も出されている中で、今回の北山文化圏センター施設の設置及び管理に関する条例について、少し質疑した。私は本議案に対しては反対の立場から今討論するが、北山文化圏センターの整備そのものについては、北山文化の継承や地域振興の拠点として期待するものであり、その目的を否定するものではない。しかし、本条例については公の施設の設置及び管理を定める条例として、なお整理と説明が必要だと考えている。第一に、公共施設等総合管理計画との整合性が明確に示されていない点である。多額の公費を投入して整備する施設である以上、村の公共施設再編や管理方針の中でどのように位置づけられるのか条例提案の段階で明らかにすべきだと思っている。第二に、施設の設置目的や管理運営の考え方が分かりにくい点である。診療所を含む複合施設でありながら、それぞれの施設機能や役割、管理の方向性が条例から十分に読み取れない。住民にとって理解しやすい内容となっていない。特に診療所については村が建物を整備し、医療機器や運営を民間医師が担う形態が想定されている。この場合、公の施設としての位置づけと行政財産としての利用との関係をどのように整理するのが重要だが、その考え方が条例に示されていない。第三に、診療所使用料の設定根拠が十分に示されていない。使用料は住民負担に関わる事項であり、その金額の根拠について行政が説明責任を果たすことは極めて重要である。行政運営においては、施設設置の目的、管理運営の方針、使用料設定の根拠などを明確に示し、住民と議会の理解を得ることが必要だと思う。よって、本議案については、これらの点を十分整理した上で改めて提案されるべきものだと考えている。現在の段階では、私は反対する。

■賛成討論 9番 座間味 薫 議員

賛成の立場から討論する。近年、人口減少や少子高齢化が進む中、地域の文化や歴史を次世代に継承していくことは、自治体にとって重要な責務の一つである。北山文化圏センターは、その拠点として大きな役割を担う施設であり、本条例はその適正な管理運営のために必要不可欠なものである。施設の目的や役割が明確でないため、さらに検討すべきという反対討論があったが、今回提案された条例については、そもそも設置や管理のための条例であり、施設の運営方針や事業内容の全てを盛り込むことを求めるものではないと思っている。また、施設の意義や役割については、北山文化圏センターの整備基本策定業務報告書にもしっかりと示されているものだと認識している。この先、北山文化圏センターが地域の歴史文化を未来につなぎ、人々が集い、学び、交流する拠点となることを期待し、本条例に賛成するものである。

■反対討論 5番 石嶺 美奈実 議員

反対の立場から討論する。初めに、私は北山文化圏センターの整備そのものに反対していない。むしろ今帰仁村が誇る歴史や文化を発信し、北部地域全体の連携を深める拠点となることを期待している。しかしながら本条例案については、その施設の設置目的や役割が極めて不明確であり、現時点で賛成することはできない。令和6年、令和7年では、本事業に委託事業や工事請負も含め4億8,794万円もの予算が投じられている。これまでに複数回にわたり先進地視察も行われているという認識である。これだけの公費を投入して整備する施設であるならば、条例には単なる管理運営の手続だけではなく、何のための施設なのか、どのような役割を担う施設なのかを明確に示されるべきではないか。先進地視察先である岩手県紫波町の紫波町オガールタウン調整会議設置要綱、紫波町オガールデザイン会議設置要綱、紫波町交流公園条例のいずれかを拝見しても、目的や設置についてどのような施設であるか説明されている。しかし、本条例は指定管理者制度や使用許可、使用料など、管理に関する規定が中心となっており、北山文化圏センターがどのような理念の下に設置される施設なのかを読み取ることができない。特に北山文化圏という名称は、かつて今帰仁城を中心として北部地域が一つの文化圏を形成していた歴史的背景を想起させる重みのある言葉である。にもかかわらず、本条例には北山文化圏の位置づけや北部地域全体の歴史・文化・産業を発信する拠点としての役割について記載がない。また、指定管理者の業務についても、施設管理や使用許可等の事務的な内容にとどまっており、歴史文化の発信や地域振興に関する役割が明確に示されていない。本施設が将来にわたり村民に愛され、北部地域全体の価値向上につながる施設となるためには、まず条例の段階で、その目的と役割を明確にする必要があると考える。そのため、本条例案は内容が不十分であり、今後さらに検討を重ねた上で提案されるべきものであると考え、本議案には反対する。

■賛成討論 2番 根路銘 弘美 議員

賛成の立場から討論する。これまでも一般質問や質疑において、副村長はじめ担当職員から、歴史的背景や思いや予算、進捗状況などを丁寧な説明があった。地方自治法第244条の2の規定及び今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例今帰仁村条例第7号に基づき、明確にすっきりと提案されている。また、概要の説明では、今後、施設及びエリアの管理を随時定めて行うとある。よって、問題はないと理解しているので賛同いただけるようお願いする。

■賛成討論 7番 島袋 誠 議員

賛成の立場で討論する。まず、質疑で今週の月曜日にやったが、2名の議員で約19分の質疑があった。そこで納得して、そのまま移ったのかなと思ったが、今2名の反対討論が出たということで、びっくりしているが、先ほど根路銘議員からもあったとおり、概要として診療所のものを定め、ほかのものは随時定めていくと質疑でもしっかり説明があったので、今後新しいところができるときに、定めていくということと思っている。設置及び管理に関する条例なので、ほかの市町村だったり沖縄県の条例を見渡しても、そのような思いが載っている条例などはないことから、特に問題ないと思っている。そこで、問題があるとしたら、今回、これを定めないと診療所機能を行うことができないと思っている。今ある診療所も結構老朽化し、ブロックが落ちてきそうなところもあったり、一日も早く移動して村民が安全な医療を受けられるような体制を村はとうとうとして、この条例を出してきたと思っている。これは公布の日から施行するということであるので、今日この条例が通らないと早くできない。9月、10月とか目標があると思うので、今日の6月定例会で、これで条例化への反対が多数になってしまうと、診療所機能そのものができなくなってしまう。医療機器を運んだり、いろいろな準備が普通の会社でも大変なのに、医療機関はもっと大変だと思うので、ぎりぎりのタイミングで今設定しないと本当に村民が医療を受けるサービスが損なわれるのではないかと大変危惧している。私たち議会は、会派代表とかそういうのではないので、個人個人でいろいろ賛成反対はあると思うので、今、反対された方もぜひもう一度思い返して、また賛成になってもいいと思って、私は賛成の意見を言っている。もちろん、この北山文化圏、誇れる私たちのこの北山の三山時代の一つの北山であったというのを、いいようにできる施設として、今は条例の制定だが、これは長い間この予算も伴って、いろいろな計画を立ててようやく動き出している事業なので、議員のみんなも応援していければいいと思っている。よって、議案第22号に賛同いただけるようお願いして、私の賛成討論とする。

令和8年第2回定例会

6月18日 議案第23号「古宇利島観光拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

■反対討論 3番 島袋 輝也 議員

反対の立場から討論する。今回の改正は、古宇利島観光拠点施設の使用料について、従来の施設基本使用料に加え、月間総売上額に応じた歩合制を導入するものとなっている。私は、使用料の見直しそのものを否定するものではない。今回の制度は施設基本使用料と月間総売上額を組合せた仕組みとなっており、利用事業者にとって分かりにくい制度となっている。地方自治法第228条の趣旨からも使用料は公平で透明性があり、誰もが理解しやすい基準によって定められるべきである。しかし、本議案では歩合率の算定根拠や制度設計の妥当性が十分に示されていない。また、売上高に応じて使用料が変動する仕組みは、事業者にとって将来の負担額を見通しにくく経営上の予測可能性にも課題がある。さらに、月間総売上額の確認や使用料の算定には継続的な事務作業が伴い、管理する職員の負担増加も懸念される。また、売上げの把握や算定方法をめぐって解釈の違いが生じれば、事業者とのトラブルにつながる可能性もある。私は、使用料制度はできる限りシンプルで分かりやすく、事業者にも行政にも負担の少ない仕組みであるべきと考える。よって本議案については、使用料の算定方法を改めて整理し、より分かりやすい制度として再検討を求め反対する。

■賛成討論 8番 與那 勝治 議員

賛成の立場から討論する。古宇利島観光拠点施設は、多額の公費を投じて整備された本村を代表する観光拠点であり、現在では多くの観光客が訪れる人気施設となっている。施設利用者数も大きく増加しており、駐車場を含めた受入れ環境も整備されていることから、事業者にとっても魅力のある営業環境が確保されている。公共施設は、単に場所を貸すだけではなく、その施設が持つ価値に見合った適正な負担をお願いし、その受益を地域全体へ還元していくことが大切だと考えている。今帰仁村には素晴らしい自然や歴史、観光資源がある。だからこそ観光でしっかり稼ぎ、その成果を福祉や教育の充実、子育て支援、さらには物価高騰対策など、村民生活を支える施策へとつなげていくことが重要である。私は、観光客が増えることを喜ぶだけでなく、その恩恵を村民一人一人が実感できる村づくりを目指すべきだと考えている。今回の使用料見直しは、そのための持続可能な施設運営と財源確保につながるものであり、また限られた公共施設を公平に活用していく観点からも妥当な改正であると考えている。以上の理由から本議案に賛成する。議員各位は、村の未来を見据えた前向きな判断を賜るようお願い申し上げ、賛成討論とする。

■反対討論 5番 石嶺 美奈実 議員

反対の立場から討論する。まず初めに、観光拠点として持続可能な運営を目指すことは重要であり、固定賃貸料の見直しについて理解し賛同する。しかしながら、本議案には制度設計上の重要な説明不足があり、現時点で議決することは慎重であるべきだと考える。今回の改正では従来の固定賃貸料に加え、月間総売上100分の1を徴収するという新たな規定が加えられている。しかし、この徴収方法について議案説明の中で具体的な運用が示されていない。例えば、月間総売上100分の1は毎月納付するのか、年1回なのか。初年度の規定や営業開始時期が途中の場合はどのように計算するのか、売上げ報告の方法や確認手続についてといった事業者にとって極めて重要な事項が明確になっていない。条例で新たな負担を課す以上、その内容が公平かつ透明に運用されることが前提であり、少なくとも議会審議の段階で具体的な運用方針が示されるべきである。もう1点、共益費の取扱いについても懸念がある。この施設には飲食スペースやトイレなどの共用部分があり、現在は各テナントから共益費を徴収して運営されている。しかし、施設運営は指定管理者制度によって行われるため、指定管理者が変更された場合、共益費の設定額や徴収方法が変更される可能性がある。現状の制度では共益費に関する基準や上限、算定方法が条例上明確ではなく、入居を希望する事業者が契約前にどの程度の負担になるのか十分に把握できないおそれがある。特に観光地における小規模事業者にとって、共益費の増額は経営に直結する問題でもあり、過度な料金設定を防ぐための配慮が必要である。そもそも、共用スペースについても指定管理者が管理するものではないのかという疑問も残る。各テナントから共益費を徴収することについて、村として何ら問題がないのであれば、少なくとも共益費の算定根拠を明確にすること、指定管理者が変更されても、著しく不合理な料金設定とならないよう、一定のルールを設けること。入居希望者が事前に共益費を含めた負担額を把握できる仕組みを整えることが必要であると考えている。古宇利島観光拠点施設は単なる賃貸施設ではなく、地域観光と地元事業者の活動を支える公共性の高い施設である。条例には設置目的も明文化されていない。今回の条例改正に当たり、古宇利島観光拠点施設が今帰仁村にとってどのような施設なのかをしっかりと定義していただきたい。今帰仁村の事業者から資金面で、外からの企業に対し対抗することが難しいという声も多い。難しい課題ではあるが、公共が管理する施設として村内事業者を優先するような仕組みも必要ではないか。以上の理由から本議案には整理・説明が必要な点が残されていると判断し、この条例の施行予定日は来年度、令和9年4月1日からになっているので、現時点での議案には賛成できないことを申し上げ、もう少し整理・説明を果たしていただき、再度上程いただきたいと思い、反対討論とする。

令和8年第2回定例会

6月18日 議案第25号「土地の無償譲渡について」

■反対討論 5番 石嶺 美奈実 議員

反対の立場から討論する。まず初めに、地域住民の利便性向上そのものに反対するものでないことをご理解いただきたい。当該地域において、日用品の購入やATMの利用環境の充実を望む声があることは理解しており、地域の活性化につながる取組についても尊重されるべきであると考えている。しかしながら、本議案は村有財産である土地を無償譲渡するものであり、一度譲渡されれば、その土地は村民共有の財産ではなくなる。そのため、本議案を判断するに当たり、譲渡の必要性や将来的な管理の在り方について質疑を行った。その結果、なぜ無償譲渡でなければならなかったのか。なぜ貸付け等の方法が検討されなかったのかについて十分な説明が得られなかった。提案理由の中に、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を必要とするためとある。この条文は条例で定める場合を除くほか財産を公開し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることと書かれている。この規定では適正な対価なく財産を譲渡する場合に、議会の決議を必要とするものであり、それだけ公共財産の処分には慎重な判断が求められているものと考えている。また、認可地縁団体へ譲渡した後、将来的に代表者や役員が変わった場合に、第三者への売却を防ぐ仕組みについても、現時点では協議されておらず、仮に第三者への譲渡が行われた場合や目的外利用が確認された場合には、村が土地を取り戻すことのできる買戻し特約等の措置についても、現時点では整理されていないとのことであった。本議案のとおり無償譲渡が行われれば、当該土地は区の所有となり、村が現在と同様な形で関与することは難しくなる。本議案答弁からは譲渡以外の方法による目的達成の可能性について十分に検討されたとは感じられず、土地を譲渡した後の利用条件や転売防止措置、買戻し条件など村有財産を処分する上で重要となる事項も十分に整理されていないまま提案されていると感じた。当該からの提案や利便性向上の目的については理解できるが、その目的に賛同できるかどうかと村有財産を無償譲渡することが適切かどうかは別問題である。私は公共の財産を処分する以上、その土地が将来にわたり地域の利益のために活用される仕組みや目的外利用、第三者譲渡への対策を明確にした上で議会へ提案されるべきであると考えている。本議案はその前提となる整理や説明が十分ではなく、議会として責任ある判断を行うための材料が不足していると考えている。村民から負託を受けた議員として、村有財産の処分については、より慎重な検討と十分な説明が必要であると判断し、本議案に反対する。(16頁へつづく)

■賛成討論 7番 島袋 誠 議員

賛成の立場から討論する。まず、議案概要説明書などもいただき、全協においても丁寧な説明を当局からいただいたので、詳細な内容等は理解している。これも質疑があり、1名の議員が質問し6分ぐらいで終わった質疑内容であった。全協でももうほぼ内容を把握して分かっていたが、その質疑でも、当局の説明はこれまでどおり、そのまま一致していて、字が何年もかけていろいろ字の中で協議したところ、何かは明確に決まっていなくて何とは言えないが、字で利用して何かをやりたいということで認可地縁団体がまるで個人かのようになっているが、公民館の代表者なので、そのときの区長であつたりすると思っている。そのため代表者は変わっていくと思う。区長が変われば当然変わっていくと思うので、区に対するものだと思っている。無償譲渡について、前からの議会でも以前いた諸志区の與那嶺透議員からも諸志にポンプ場の土地、建物等を譲渡しないかということで、一般質問も2回ほどあって、それも村はいろいろ考えて、字から要望が出て、それはまた全てにおいて、そういう無償譲渡しないで、いろいろ考えながら、要は区民のためが強いて言えば、村民のためになるので、いろいろ考えた上で今回は、古宇利区のものに対しては無償譲渡という決断をしたと思っているし、そういう説明だったと認識している。なので、村の土地を無償譲渡という形にはなるが、これが村民サービスの向上につながると思っているので、村民サービスの一環だと思っている。ほかの字もどんどんこういう要望を村に出してもらって、また村は考えていただいて有効な活用があれば、進んでいただければという期待も込めて、賛成の立場で討論しているので、皆さん賛同いただけるようお願いして賛成討論を終わる。

■賛成討論 6番 上間 聡 議員

賛成討論で同僚議員からあったように、この件は区のほうで協議をして区の発展のために必要なことだということで、区長を通して要請したものと認識しているが、行政もそれを受けて、そういう譲渡に至ったと認識しているが、この譲渡される土地の利用については、今後の古宇利区の発展のためにとても大きく寄与するものではないかと思っている。そういうことで先ほど反対討論のほうで、対価についての話があったが、対価は区が発展するということは村の発展にもつながることなので、それで対価は十分に得られるものだと考えている。そういうことで賛成のほうにしたいと思う。

■賛成討論 8番 與那 勝治 議員

賛成の立場から討論を行う。先ほども反対討論の中でも説明がなかったということだが、私は説明はなされてると思っているし、質疑を通して説明がなされるので足りないところがあれば質疑をして説明を求める。そういうところも必要ではないかと思う。質疑して説明を受けた中でも、それでも納得がいけないと反対されているのかもしれないが、やはり質疑は尽くされるべきだと感じている。それを踏まえて、村有財産の処分については、慎重な判断が必要であるということは本当に言うまでもない。しかし、本件は古宇利区からの正式な要望に基づくものであり、譲渡先も民間事業者ではなくて、地域住民で構成される認可地縁団体である。また、当該地域は村としては袋地であり、有効活用が難しい状況にある一方で、古宇利島では買物環境の確保が課題となっており、地域の利便性向上、将来的な地域活性化につながる活用が期待されている。地域のことを最もよく知る地域住民に土地を託し、その主体的な取組を支援することは意義あるものと考えている。よって、本議案に賛成したい。

■賛成討論 2番 根路銘 弘美 議員

賛成の立場から討論する。各公民館は今少子高齢化で、予算の運営などがとても厳しい状況にある中で、今回の無償譲渡によって認可地縁団体に譲渡された場合、私たち地元の公民館も常に稼ぐ公民館を目指し、目標にしているが、なかなか難しい現状がある。今回の事例を機に、各地域の発展の突破口になることを期待する。このような村の計らいを地域の古宇利区の皆さんが円滑に活用して発展になることを期待し、本提案に賛成の立場で申し上げる。賛同していただけるようよろしくお願いします。

上原祐希議員 與那勝治議員 自治功労表彰

村議会議員の上原祐希氏及び與那勝治氏が、沖縄県町村議会議長会の令和7年度自治功労表彰で受表彰され、令和8年6月18日に村議会議場にておこなわれた伝達式にて、上原祐希議員は村議会副議長から、與那勝治議員は村議会議長から賞状が手渡されました。両氏ともに、初当選（平成26年）から現在、3期目11年以上在職しており、議会活動への貢献が認められ、今回の表彰となりました。



編集後記

本年7月に今帰仁村商工会青年部主催の「村内事業者との意見交換・交流会」が開催され、今帰仁村議会議員も出席し意見交換・交流を持つ機会がありました。若い経営者のみなさんが事業の現状や今後の展望、今帰仁村の活性化について目を輝かせ語る姿に触れ大変頼もしく感じました。

バイタリティー溢れる若い力で（表紙で紹介した大城氏を含め）これから今帰仁村の発展に頑張ってもらえたらと感じ、我々村議会議員も負けていけないなと思いました。

ともに今帰仁村を發展させていきましょう！

（議会広報委員 上間 聡）

広報委員長 座間味 靖

副委員長 根路銘弘美

委員 島袋 輝也

委員 上間 聡

